

## 平成 29 年度 第 3 回特定調達品目検討会議事要旨

開催日時：平成 29 年 12 月 19 日（火） 10：00～11：40

開催場所：中央合同庁舎第 5 号館 19 階 環境省第 2・第 3 会議室

出席委員：指宿委員、宇野委員、大石委員、岡山委員、奥委員、奥村委員、北橋委員、平尾委員、藤井委員、安井委員（座長）

欠席委員：梅田委員、奈良委員、原田委員、柳委員（五十音順）

### （１）環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定案に対するパブリックコメントの結果及び対応方針について

#### ○ブルーシート

- ・ ブルーシートは、災害時は屋根に載せて使用する場合も多いが、厚みがなく耐用年数が短いものは数か月で穴が開いてしまうため、再び足場をかけなおす負荷もあるという話を熊本の震災現場で伺った。環境配慮は、素材そのものに限らず、長く使えることも考慮する必要があるのではないか。  
⇒ 耐用年数をどう評価するかについては、他の品目にも関係する重要なことだと認識しており、今後の検討要素として考えていきたい。性能として評価する必要がある品目もあり、個別に検討する必要がある。（環境省）
- ・ JIS では、加速劣化試験の方法についての記載はあるが、耐久性を入れるということになると、評価が難しく、全体としてのイメージが変わってくると思う。ただし、試験規格については、どの材料についてもあるので、それに基づいてどの程度の製品を作ってくださいということであれば評価できる可能性はある。

### （２）環境物品等の調達の推進に関する基本方針（案）について

#### ○木材関連製品

- ・ 木材・木材原料製品については、クリーンウッド法の対象となる木材関連事業者は、法とガイドラインの両方を踏まえることと、木材関連事業者以外はガイドラインに準拠するが、者で縛るのではなく、製品で縛るということ、また、基本方針にはクリーンウッド法対象外の製品については林野庁ガイドラインに準拠する旨記載していることについて了解した。  
⇒ そのとおりである。ガイドラインは従前から適用されていたので変わっていない。（環境省）
- ・ ガイドラインは、平成 18 年に策定されて 10 年以上経っているが、ガイドライン自体の見直しは予定されているのかお伺いしたい。  
⇒ 今回議員立法で成立したクリーンウッド法では、ガイドラインの手法も合法性の確認に活用できるという形になっている。一般の事業者からするとクリーンウッド法とガイドラインが両方あるということであり、何らかの整理をする必要があると認識しており、業界の意見を聞きつつ今後対応したいと考えている。（林野庁）

## ○自動車

- ・ 次世代自動車のところで確認だが、グリーン購入は調達の際は環境性能が高いものを調達するというものだが、既にあるストックをいかに環境性能の高いものにしていくかという買い換え促進まで検討しているということか。
  - ⇒ どこまで踏み込むかについては、現時点ではスタンスも決まっていない部分がある。グリーン購入法のスキームの中では、ストックについては調達側も把握していないため、あくまでもグリーン購入法の中でどう対応していけるかを考える必要があり、現状はこの形で記載している。(環境省)
- ・ 自動車は世界的にもものすごい勢いで変わっている。今の電力状況でEVが本当に環境負荷が低いかは検討する必要がある。
- ・ 電気自動車について、大容量のバッテリーとしても活用できるので、太陽電池とセットでシステムとして導入することについて、今後の課題として検討いただきたい。

## ○基本方針全体

- ・ 基本方針の変更点が冊子に記載されていると調達担当者にとって分かりやすい。
  - ⇒ 検討させていただく。(環境省)
- ・ 調達実績で調達率が低い品目についての対応も必要ではないか。
  - ⇒ 明らかに調達率の低い機関に対しては理由を確認している。明確な理由でできない場合もあり、確認しながら適宜指導助言を行っている。(環境省)
- ・ 調達量の前年度からの増減率を見ていると、非常に高いものがあり、まずは、調達量を減らすことが大切ではないか。

## (3) 平成30年度における検討方針・課題(案)について

- ・ グリーン購入法が将来どういうストーリーで推進されていくかが今のところ見えない。2030年はどうなっているのか、それから先、パリ協定が厳しくなってくると、2040年、2050年はどうなっているのか。厳密に議論するのではなく、こんなやり方になるとよいのではないかという議論から進める必要がある。
- ・ 次世代自動車について、定義に踏み込む場合は、どういう基準で整理するのが相当難しいのではないか。海外ではどういう形で整理しているのかというほかの物差しも勉強すべき。
- ・ ノルウェーやイギリスなどのヨーロッパの海外の政府の動きも勉強すべき。
- ・ 資料5の、より環境性能が高いところを目指す基準と、国以外の主体への促進という論点については、プレミアム基準専門委員会だけでなく、本検討会においても議論していただきたい。第5次環境基本計画の素案でも、グリーン購入法と環境配慮契約法は、企業戦略における環境ビジネスの中に章立てされており、国以外にどう広げるかという役割の拡大は大事だと思っている。一例を挙げると、事業者等からの提案について、国での調達が少ない場合は採用していない状況だが、グリーン購入法の基準は取り組もうとしている人には広く利用されているため、我々の議論の作り方を考えていきたい。また、新規の品目追加については、自らどのようなことを行うのかという議論が書かれておらず、IoT機器は企業側から提案されるわけではなく、クラウドサーバなど省エネにしよ

うとしているようなものもあり、新しい技術のようなものは内部から提案していく努力をするべき。新規追加に当たっては、以前から議論されている体系的なことや新しい仕組みをどのような形で入れられるか検討していただきたい。

⇒ 提案募集については、第1回検討会で配布した「特定調達品目検討に当たっての基本的な考え方」に沿って審査をしている。国が調達しているものであって、100%調達できることが前提という考え方があり、それがプレミアム基準専門委員会で議論になっている1つであり、まさに、あり方としてどうしていくか、議論させていただいている。プレミアム基準専門委員会だけでなく、この場でも御意見を頂ければと思う。(環境省)

・ 国の調達が少ないから採用しないというのが理由になることは疑問である。確かに国での調達があることが基本にはなるが、だからこそ、国で採用していくことによって世の中に広がり、グリーン購入法の意味が拡大すると考える。

・ 国の調達実績がない、全国一律の基準にするには難しいため見送る、全国の供給体制がないから見送るというのは、絶対的な前提条件であるかは疑問である。供給体制やエリアが限られていても、良いものであれば指定して、使っているうちに供給体制も広がっていくことも考えられるのではないかな。

⇒ そういった御意見を頂いている。まずは、一定の品質が求められるという前提があるが、調達できないということへの抵抗が大きいのではないかなと思う。現在のグリーン購入の調達率は100%に近い数字になっていること、また、調達率が100%でないものについては、理由を付して報告してもらうことになっているため、調達できないことへの抵抗感があるのではないかなと思う。(環境省)

・ ある意味で省庁に対して強制しているため、何かあったときに協力が得られなくなるというのが懸念され、そこを担当部局の方も気にしているのではないかな。国が調達しないものを特定調達品目に指定することについては、法律のたてつけとしてどうなのか。また、法律の利用の仕方として、普及のために強制法を使っていいのかな。

・ 政策的に何を規定していくかということであり法律的には問題ないのではないかな。グリーン購入法は、罰則を伴う規制法ではなく、努力を求めるソフトな法律ではあるが、ある程度明確に示さないと進まないという二律背反的な面はあるかもしれない。ソフトな手法のままで走り続けるのか、例えば、国、地方公共団体については、より義務付けの厳しい内容にして、それ以外にはソフトに促すような立てつけの仕方は1つの法律の中でも工夫の余地はあるのではないかな。今までどおりでやっていくことには、限界を感じているところではあるため、法律の性質自体を変えていくことも考えられる。その場合は中央環境審議会レベルで議論するような大きな転換になるかもしれないが、そういう余地はあると思う。

・ 一般の人には、グリーン購入法のイメージがほとんどないという方が多い。政府等の機関のための法律でマークもないため、エコマークの方が認知されている感じがある。国民全体が、グリーン購入が大事という意識を持てるような情報の出し方ができるのではないかな。

・ 国がマークを決めて運用していく場合は、認証機関が必要になる。

・ エコプロダクツ展で公共調達と環境ラベルの最新情報のセミナーでは、アメリカやドイツでも、公共調達の話とラベルの話をしていただいたと思う。その中で、役に立つような議論はなかったのかな。

⇒ 今年度については、そういう議論はなかった。昨年度は、ラベルを指定することはWTOの関

係上で困難であると説明したが、海外では一定の立て付けの中で動いているという認識で、それ以上はあまり気にされていないという印象である。(環境省)

- 海外の担当は、環境に配慮したものを調達していく中で、トレード上の問題が発生するとはあまり思っていないようだ。日本はよく考えすぎているのかもしれない。
- 最近、3Rではなく RRRDR（再製造、改修、修理、直接再使用（DR：ダイレクトリユース））という言葉が出てきている。材料としてリサイクルするのではなく、その機能を持ったままうまく循環させようという流れ。エネルギーと材料リサイクルだけではなく、機能を持ったまま循環させるところまで踏み込むことを、プレミアム基準だけでなく基本方針のレベルで考えてもいいのではないか。コピー機は既にそういう流れがあり、今の基準と並行して認めると企業も取り組めると思う。  
⇒ 今後の検討課題とさせていただく。(環境省)

以上